

旅行条件書(手配旅行)〈地域限定〉

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- ① この旅行は一般社団法人みどり市観光協会(以下「当協会」という。)がおお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることにより、お客様が宿泊機関の提供する宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるように手配をすることを引き受ける契約を締結することになります。
- ② 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書及び当協会の「標準旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。
- ③ 当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当協会の責務の履行は終了いたします。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- ① 旅行のお申込みは、当協会所定の手配旅行申込書に所定事項を記入の上、旅行代金の20%相当額以上のお申込金を申し受けます。お申込金は、旅行代金の一部として残金のお支払い時に充当いたします。
- ② 旅行契約は当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立いたします。

3. お申込み条件

- ① 現在健康を損なっている方、心身に障害がある方、植物アレルギーのある方・動物アレルギーのある方、妊娠中の方など特別な配慮を必要な方は、その旨をお申込み時にお申し出ください。旅行の安全かつ円滑な実施のため、同伴者の同行を条件にしたり、場合によってはお申込みをお断りさせていただく場合があります。
- ② 15歳未満の方は保護者の同伴を条件とさせていただきます。
- ③ お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当協会の信用棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- ④ その他当協会の業務上の都合によりお申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行業務取扱料金

当協会は旅行の手配にあたり、宿泊機関等に支払う料金その他の費用(以下「旅行費用」という。)の他、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」という。)を申し受けます。別表「旅行業務取扱料金表」参照ください。

5. 旅行代金

- ① 旅行代金とは、当協会が旅行サービスを手配するために運賃、宿泊、その他の運送・宿泊機関に対して支払う費用及び当協会所定の取扱料金(変更手数料及び取消手数料を除きます。)をいいます。
- ② 旅行代金は、旅行開始日前の当社が定める期間までにお支払いいただきます。

6. グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」という。)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約について、以下のように取扱います。

- ① 当協会は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」という)が構成員の旅行契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- ② 当協会は、契約責任者が構成員に対し現に負い、また将来負うことが予想される責務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- ③ 契約責任者には、契約締結後当協会が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第14項②による第三者提供が行われることについて、構成人本人の同意を得るものとします。
- ④ 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後、予め、契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- ⑤ 当協会は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

7. 旅行契約内容の変更

お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めた場合、当協会は可能な限りその求めに応じます。この場合、当協会は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ① 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約金
- ② 当協会所定の変更手数料

8. お客様による契約の解除

① お客様による任意解除

お客様は以下の費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行の全部または一部を解除することができます。

- (1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- (2) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約金として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- (3) 当協会所定の取消手数料

9. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

- ① 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ② お客様が当協会が予め明示した申込条件を満たしていないことが判明したとき
- ③ お客様の病気、必要な介助者の不在その他の理由により当該旅行に耐えられないと認めるとき
- ④ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき及び他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- ⑤ お客様が暴力団員等反社会的勢力であると認められるとき及び当協会に対して暴力的・不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行ったとき

10. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、運送機関の定める有料手荷物料金や超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費などは旅行代金に含まれていません。

11. 当協会の責任と損害賠償・免責事項

① 当協会の責任と損害賠償

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失にてお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償致します。

但し、損害の発生の翌日から起算した2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限りです。

② 免責事項

当協会は例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害
- (2) 伝染病等による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難
- (3) お客様自身自身の故意または過失による損害
- (4) 運送機関の遅延、不通またはこれらによって生じる旅行日程の変更等、当協会の関与し得ない事由による損害

12. お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けます。

13. 特別補償規程の不適用

手配旅行契約については、募集型・受注型企画旅行と異なり旅行業約款別紙特別補償規定の適用はありません。ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等が係ることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

14. 個人情報の取扱い

- ① 当協会は旅行のお申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ② 当協会は事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供および国土交通省・官公庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
- ③ 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障をきたす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みの際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意頂くものとします。
- ④ 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の修正・削除、個人情報の利用停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合はお申し出ください。

15. その他

- ① この条件に定めのない事項は標準旅行業約款(手配旅行の部)によります。
- ② 金融機関が収受する振込手数料はお客様負担となりますのでご了承ください。
- ③ 旅行条件及び旅行代金の基準日については2026年2月1日となります。
- ④ 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施

群馬県知事登録旅行業 地域-550号
一般社団法人みどり市観光協会
〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1034-5
TEL 0277-46-7289 FAX 0277-46-7291
営業時間 9:00~16:00 (年末年始を除く)
総合旅行業務取扱管理者 中尾 一敏
国内旅行業務取扱管理者 安西 未佳
※募集型企画旅行実施可能区域: みどり市・桐生市・
太田市・伊勢崎市・沼田市・佐野市・鹿沼市・日光市